及び第三十四項」に改め、同項の表第十八条の十五の三第一項の項中「この項、第三項」を「この条」に改め、同表第十八条の十五の三第十一項の項中「第十八条の十五の三第十一項」を「第十八条の十五の三第十四項」に改め、同表第十八条の十五の三第十二項の項中「第十八条の十五の三第十五項」に、

第十七項	第十八条の十五の十第十七項において準用する第十九項第二号
及び第十九項第二号	及び第十八条の十五の十第十七項において準用する第二十二項第二号

を

及び第二十二項第二号	及び第十八条の十五の十第十七項において準用する第二十二項第二号

に改め、同表第十八条の十五の三第十七項の項中「第十八条の十五の三第十七項」を「第十八条の十五の三第十九項」に改め、同表第十八条の十五の三第十八項の項を削り、同表第十八条の十五の三第二十二項の項中「第十八条の十五の三第二十二項」を「第十八条の十五の三第二十五項」に改め、同表第十八条の十五の三第二十九項の項中「第十八条の十五の三第三十七条の十四第二十二項第一号」を「第三十七条の十四第二十六項に」を「第三十七条の十四第二十二項に」に、「第三十七条の十四第二十五項」を「第九項第二号イ」に、「第十八条の十五の十第十六項第二号」を「第十八条の十五の十第十八項第二号」に改め、同表第十八条の十五の三第三十項及び第三十一項の項中「第十八条の十五の三第三十六項及び第三十七項」を「第三十七条の十四第二十三項」を「第三十七条の十四第二十七項」に改め、同表第十八条の十五の三第三十二項の項中「第十八条の十五の三第三十八項」に改め、同表第十八条の十五の三第十九項」に、

個人番号（勘定の変更又は平成三十六年分以後の累積投資勘定の設定に係る非課税口座異動届出書を提出する者にあつては、氏名、生年月日及び住所）	個人番号

を

個人番号（氏名又は住所の変更をした者又は平成三十六年分以後の累積投資勘定の設定に係る非課税口座異動届出書を提出する者にあつては、氏名、生年月日及び住所）

に改め、同表第十八条の十五の四第二項に、

名若しくは住所の変更は勘定の変更若しくは年分以後の累積投資係る非課税口座異動する者にあつては、日及び住所）	個人番号（氏名又は住所の変更をした者にあつては、氏名、生年月日及び住所）

に改め、同表第十八条の十五の四第三項に、同表第十八条の十五の四第四項に、「勘定廃止通知書若しくは」を「勘定廃止通知書若しくは」に、「の前条第九項第二号イ」を「又は非課税口座簡易開設届出書の前条第十二項第二号イ」に改め、同表第十八条の十五の五の項中「勘定廃止通知書又は」を「勘定廃止通知書若しくは」に、「の第十八条の十五の三第九項第二号イ」を「又は非課税口座簡易開設届出書の第十八条の十五の三第十二項第二号イ」に改め、同表第十八条の十五の六の項及び第十八条の十五の七第二項の項中「第十八条の十五の十第十七項」を「第十八条の十五の十第十九項」に改め、同表第十八条の十五の八第一項の項中「非課税口座開設届出書」の下に「、非課税口座簡易開設届出書」を加え、「非課税口座内上場株式等移管依頼書」を「特定口座以外の他の保管口座への非課税口座内上場株式等移管依頼書、非課税口座内上場株式等移管依頼書」に、「第二十五条の十三第十四項第二号」を「第二十五条の十三第十五項第二号」に改め、「未成年者口座内上場株式等移管依頼書」の下に「、同条第四項（同条第五項において準用する場合を含む。）に規定する特定口座以外の他の保管口座への未成年者口座内上場株式等移管依頼書」を加え、「第二十五条の十三の八第九項第二号」を「第二十五条の十三の八第十二項第二号」に、「第三十七条の十四第二十八項」に、「第二十五条の十三第二十一項」を「第二十五条の十三第二十三項」に改め、同表第十八条の十五の八第二項の項中「第十三項、第十六項、第十九項若しくは第二十一項」を「第十一項、第十七項、第二十項、第二十三項若しくは第二十五項」に改め、同表第十八条の十五の八第三項の項中「非課税口座開設届出書」の下に「、非課税口座簡易開設届出書」を加え、「非課税口座内上場株式等移管依頼書、非課税口座内上場株式等移管依頼書」を「特定口座以外の他の保管口座への非課税口座内上場株式等移管依頼書」に、「第二十五条の十三第十五項第二号」を「第二十五条の十三第十六項第二号」に改め、「未成年者口座内上場株式等移管依頼書」を加え、「第二十五条の十三の八第九項第二号」に改め、同表第十八条の十五の八第四項の項中「非課税口座開設届出書」を加え、「非課税口座内上場株式等移管依頼書、非課税口座内上場株式等移管依頼書」の下に「、同条第五項において準用する場合を含む。）に規定する特定口座以外の他の保管口座への未成年者口座内上場株式等移管依頼書」を加え、同項を同条第十九項とし、同条第十六項第五号中「第十一項第三号」を「第十三項第三号」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第十五項を同条第十七項とし、同条第十四項を同条第十六項とし、同条第十三項を同条第十五項とし、同条第十二項第一号中「第二十五条の十三の八第十七項」を「第二十五条の十三の八第二十項」に、「第二十五条の十三第二十項」を「第二十五条の十三第二十二項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十一項を同条第十三項とし、同条第十項第一号中「第十二項に」を「第十四項に」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第九項中「第二十五条の十三の八第十五項」を「第二十五条の十三の八第十八項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第八項中「第二十五条の十三の八第九項第四号」を「第二十五条の十三の八第十二項第四号」に改め、同項を同条第十項とし、同条第七項中「第二十五条の十三の八第九項第二号」を「第二十五条の十三の八第十二項第二号に規定する財務省令」を「第二十五条の十三の八第十二項第二号に規定する財務省令」に改め、同項第一号中「第二十五条の十三の八第九項第四号」を「第二十五条の十三の八第十二項第四号」に改め、同項を同条第九項とし、同条第六項中「第二十五条の十三の八第六項」を「第二十五条の十三の八第九項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第五項中「第二十五条の十三の八第五項各号」を「第二十五条の十三の八第八項各号」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項中「第二十五条の十三の八第五項に」を「第二十五条の十三の八第八項に」に改め、同項第三号中「第二十五条の十三の八第五項各号」を「第二十五条の十三の八第八項各号」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

4　施行令第二十五条の十三の八第五項第二号に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　施行令第二十五条の十三の八第五項第二号の書類（次号において「特定口座以外の他の保管口座への未成年者口座内上場株式等移管依頼書」という。）の提出（同項第二号に規定する提出をいう。次号において同じ。）をする者の氏名、生年月日及び住所

二　当該特定口座以外の他の保管口座への未成年者口座内上場株式等移管依頼書の提出先の金融商品取引業者等の営業所の名称及び所在地